
第5部 計画の推進に向けて

1 関係機関・地域等との連携

障害者施策は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とするものであり、また身近な地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するためには、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、サービス提供事業者、障害者団体、社会福祉協議会等の関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、民間企業、医療機関、国・県などの関係行政機関等との連携強化に努めます。

2 進捗管理と評価

本計画に基づき、各施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進捗管理を行うとともに、目標量を設定している事業については、その達成状況について、点検・評価を行い、障害者施策推進協議会に報告します。

3 計画の弾力的運用

法改正等に伴う制度改正や、障害者の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。

